

平成30年度 県との意見交換会に係る意見集約

老人福祉全般

1 福祉人材確保対策について

有効求人倍率が高くなっている中、施設職員の募集が思うように集まらない現状である。介護職員を含む福祉人材の確保、定着、育成にかかる方策について、県として「福祉人材確保計画」の策定並びに有効な取組等を行っていただきたい。

また外国人材の受け入れ支援や共生支援に地方創生推進公布金の活用をお願いしたい。

養護老人ホーム

1 入所措置について

山口県の定員割れ率は全国的にも高く、中国地区では最下位となっている。養護老人ホームへの入所措置について、各市町の窓口である措置担当者の業務対応には、市町間でかなりの格差が見られ、施設に相談、申込等があった際に、市町に措置の相談をしても措置を受け付けてくれないことが多くなっている。

措置費の一般財源化により、県による指導権限がないのは理解できるが、県内で一定のレベルの措置における対応が出来るよう、研修もしくは勉強会を実施していただきたい。

2 措置費について

措置費については、平成17年度から措置費（事務費、生活費）の見直しはなく、非常に厳しい運営状況が続いている。こうした状況を踏まえた上で、2019年10月の消費税増税時においては、施設の負担額を十分に精査し、措置費の増額を図らねたい。

なお、増額にあたっては、事業費だけでなく事務費の増額を行うように市町に働きかけをお願いしたい。

3 障害者等加算の算定要件の見直しについて

障害者等加算の支給要件は、4月1日時点での介護度を持たない障害者の割合（30%以上）で決定されている。しかし、支援内容は、障害の程度により様々で、障害者の割合だけで、支援の量を図ることはできない。また、介護度をもつ障害者は、通常の介護に加え障害特性に応じた支援が必要で、現在の加算要件をベースとした限られた人員配置では支援が充分できない。

障害者等加算の算定要件について、障害者の割合によらず加算されるよう、加算の算定要件を変更していただきたい。また、介護度をもつ障害者を、障害者等加算の加算対象として加えていただきたい。

4 大規模改修に対する補助制度の創設について

養護老人ホームの入所者は環境上の理由及び経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な者を措置の対象にしている。また、その属性は精神疾患等の障害やDVからの避難など多様である。このような中で、個人の尊厳の確保や安全・安心な生活を保障するためにはインフラの整備が必要である。しかし、事務費の一般財源化や減価償却が認められない状況下では、措置費のみで耐用年数を経過した設備の維持管理が出来ない。大規模改修に対する補助制度を創設していただきたい。

5 栄養士の人員配置について

給食を委託している業者に栄養士が配置されている上に、施設でも栄養士を配置している。効率的な施設運営を図るためにも、この場合の栄養士の人員配置の緩和をお願いしたい。

特別養護老人ホーム

1 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修（喀痰吸引等研修）について

(1) 喀痰吸引等研修に応募しても受講ができない（断られる）実態がある。すでに医療的ケアの研修を受けており、各施設での実地研修のみの者まで受講ができない（断られる）実態があり理解ができない。

特別養護老人ホームにおいて入所要件が要介護度3以上となるなど、介護度の高い入居者の割合が高まるとともに、施設において看取りを希望される割合も増加傾向にある。また、特別養護老人ホームの重要な機能として「看取り」があるが、喀痰吸引等研修を受講できないためにその役割が十分に果たせない。

ついては、喀痰吸引等研修について、希望者100%受講体制整備を実現していただきたい。実現困難であれば、初年度において各法人・施設で養成を行った方法を復活していただきたい。

(2) カリキュラムや体制の見直しをしていただきたい。

2 多床室整備における補助金の復活について

措置制度時代や介護保険制度を見据えて建設された特別養護老人ホームについては、老朽化が進み順次、建替えや改修の検討がなされている。

国においては、プライバシーや入居者の生活の質の担保等の観点から個室ユニットによる建替えや改修を推進し、例外的に多床室による建替えを認めてはいるものの施設整備補助金の支援はないのが現状である。

一方、高齢者の生活を支える年金については、前世代に比べ支給額の減少傾向があり、経済的理由から一定程度、多床室入所希望者が存在している。

また、最近、多床室から個室ユニットに建替えられた施設においては、個室ユニット化により人員増を余儀なくされているが、介護人材不足により採用等補充が困難となっており、介護職員の労働環境の悪化や介護サービスの質の低下が懸念されています。

県当局におかれましては、以上のような状況を把握され、認知症高齢者をはじめとした要介護高齢者が増加する中、特別養護老人ホームの役割がますます大きくなる中で、老朽化した施設の建替えや改修において多床室整備についても補助金の復活を国に要望されるとともに、県独自の支援策について検討をお願いします。

3 指導監査における事前提出資料の簡素化について

指導監査の事前提出資料として、老人福祉法関係で、特養状況調査資料、特養自己点検表及び労務・預り金等に係る自己点検表をそれぞれ各2部介護保険法関係で従来型指定介護老人福祉施設自己点検表を1部提出するよう求められる。

特に、老人福祉法関係の自己点検表と介護保険法関係の自己点検表は内容が重複している部分があり、両方を兼ねた様式に一本化していただきたい。

作成に相当の労力を要するとともに、紙での提出を求められるため、紙代、コピー代、郵送料もバカにならないことから、簡素化の努力をお願いしたい。

4 「介護ロボット導入支援事業」(助成制度)の創設について

国においては、今日、最新技術の社会実装(医療や介護現場へのAIやロボットの導入)を重点的に進めようとしており、既に大多数の県が標記補助事業を設けている。

介護報酬が、基本単価から加算へと重点化される一方、算定の困難な加算の新設が増えており、AIや介護ロボットの導入は算定の緩和要件となっている。

このような状況を踏まえ、介護の業務環境のイメージアップと業務負担の軽減を図るため、山口県においても標記の助成制度の創設していただきたい。

5 地域における公益的な取組と生活相談員との関係について

平成29年4月の社会福祉法改正に伴い社会福祉法人の責務として「地域における公益的な取組」が明記され、各社会福祉法人・施設がこの取組を行っている。具体的な取組を進める中で、介護保険施設外で、地域住民の相談業務、認知症サポーター養成研修、ふれあいサロン等を実施するにあたり、介護施設の生活相談員がその業務に携わる場合における取扱いについて、県介護保険班に照会したところ、国の通知に「現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないように」とあり、専従常勤の生活相談員がこの取組に携わることは対象者が利用者以外であるため、生活相談員の業務と認められないとの回答であった。公益的な取組を含め、地域福祉推進の核となるべき生活相談員が携われないのは如何なものか。一体、誰が関わっていけば良いのであろうか。生活相談員が公益的な取組に関わることができるよう通知の解釈の明確化やガイドラインの作成等を国に働きかけていただきたい。

軽費老人ホーム

1 「事務費補助金制度」の存続について

事務費補助金は、軽費老人ホームの経営上必要不可欠な財源であり、低額な料金での施設利用を可能としている観点から、事務費補助金の本体部分及び各種の加算金について減額することなく制度を存続していただきたい。

2 「介護職員の処遇改善加算」について

軽費老人ホーム、ケアハウス（特定施設以外）に勤務する介護職員は、他の介護保険適用施設の介護職員と同一職種でありながら、処遇改善加算が無いので、必要な財源措置を講じていただきたい。

3 消費税増税に伴う対応について

(1) 2014年4月に消費税が8%に上がった際、施設利用料（生活費及び冬期加算）と併せて事務費基準額も上がったが、増税に伴う施設負担額の補てんにはほど遠い状況であった。今回の2019年10月の消費増税の対応においては、施設の負担額を十分に精査した上で事務費基準額の増額をお願いしたい。

(2) 消費増税に伴い、施設利用料（法定費用）に改定がある場合は、利用者及び保証人へ事前に説明する必要がある上に、その間、施設は「収入減・支出増」となるので、増税前の早い段階で各施設に通知をお願いしたい。

4 大規模修繕に対する補助制度の復活について

軽費老人ホーム、一般型ケアハウスは介護報酬もなく、老朽化する建物の維持管理に重大な危機感をもっている。このままでは入居者の日常処遇について、重大な影響が出かねない状態にある。また、相次ぐ自然災害からの被害を防ぐためにも、大規模修繕は必要不可欠である。入居者の安全を確保するため、大規模修繕について施設整備補助金を復活していただきたい。

5 ケアハウスへの「宿直専門員雇上加算」の適用について

事務費補助金に係る加算において、軽費老人ホームA型には「宿直専門員雇上加算」があるが、ケアハウスには加算がない。

ケアハウスの運営においても夜間は宿直職員を配置しているので、同様の加算をお願いしたい。